

平成28年第4回定例会

小清水町議会会議録

平成28年第4回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年9月13日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第 4号 議員研修会の参加について
- 第 5 意見案第 6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
(案)の提出について
- 第 6 意見案第 7号 J R北海道・J R四国・J R貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書
(案)の提出について
- 第 7 意見案第 8号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書
(案)の提出について
- 第 8 意見案第 9号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める意見書(案)の提出について
- 第 9 意見案第10号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書(案)の提出について
- 第10 一般質問
- 第11 報告第 3号 小清水町一般会計継続費精算報告書
- 第12 議案第52号 平成28年度小清水町一般会計補正予算(第3号)について
- 第13 議案第53号 平成28年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第14 議案第54号 平成28年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第15 議案第55号 平成28年度小清水町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について
- 第16 議案第56号 平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第17 議案第57号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について
- 第18 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 第19 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 第20 認定第 1号 平成27年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について

出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町教育委員長	鬼塚茂君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
出納室長	加藤友幸君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	鈴木祐之君
産業課長	久保弘志君
建設課長	斉藤高広君
子育て支援課長	河西定博君
教育長	渡邊等君
生涯学習課長	瀧口顕君
農業委員会事務局長	久保弘志君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	服部まどか君

◎開会の宣言

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成28年第4回町議会定例会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は
3番 八木 勝 正 議員 8番 林 幸 雄 議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
高橋隆文議会運営委員長、はい7番。
○議会運営委員長（高橋隆文君）はい、7番。
議会運営委員会の審査結果を報告いたします。
本定例会を開催するにあたり、去る9月8日と本日議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。
本定例会では、一般質問者が2名3件、町長から提出されている議案10件であります。
その内容につきましては、一般議案1件、補正予算5件であります。
その他、報告1件、同意2件、認定1件、発議と意見書も予定されており、従いまして、一般質問、提出議案の内容件数を判断いたしまして、本定例会の会期は本日9月13日の1日間とすることが妥当であると判断したところでございます。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。
○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
6月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配布しております。
監査委員から例月出納検査報告書を受領しましたので、その写しを配布しております。
また、財政健全化判断比率について、町長から監査委員の意見書を付けて報告がありましたので、その写しを配布しております。
本日の議案につきましては、事前配布に関わるもの以外に、意見案第8号農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書案の提出について、意見案第9号米政策改革の抜本的見直しを求める意見書案の提出について、意見案第10号指定団体制度の堅

持など酪農政策の確立に関する意見書案の提出を配布しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

併せて、日程第3、行政報告について報告書が配布されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）定例町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

9月に入りまして農作物の秋の収穫作業が始まり、季節の移り変わりを感じる頃となって参りました。

そうした本日、平成28年第4回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには、公私とも何かとご多用の中、全員のご応召を賜りまして誠にありがとうございました。

併せて、平素の町政運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに対しましても重ねてお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提案させていただきます案件でございますが、まずはじめに、報告案件につきましては、2ヶ年にわたり整備して参りました特別養護老人ホーム整備事業が完了し、継続費精算報告書を調製しましたので、その実績を報告するものでございます。

次に補正予算は、台風等の大雨により発生した農地被害や町道補修に要する経費のほか、6月補正予算編成以降の諸事情により必要が生じた事務事業経費、補助の内示等に伴う事業費及び財源調整につきまして関係経費を計上いたしました。一般会計及び特別会計補正予算5件、次に規約の変更は網走地方教育研修センター規約1件、次に同意案件は教育委員会委員の任命2件、最後に平成27年度各会計決算認定について提案することとしておりますので、よろしくご審議のうえ原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書をご覧ください。

はじめに、3ページの右側上段、台風7号及び11号による被害状況について、ご説明させていただきます。

本年はまさに異常気象でございます、8月上旬からの大雨に続き、中旬以降は台風7号、11号、9号及び10号が相次ぎ北海道に上陸いたしました。

本町におきましては、8月の月間雨量が419mmを記録。平年平均は、8月は100.2mmでございます。17日には最大瞬間風速が31.1m/sを観測いたしまして、これらの影響により町道、河川、そして農地等に大きな被害が発生したところでございます。

被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、町内の被害状況でございますが、町道が34路線36箇所において路肩や法面が崩壊、河川につきましては、止別川本流・支流等において法面崩壊、倒木及び一部氾濫が発生したところでございます。

農業関係につきましては、圃場の被害として大雨による土砂の流出が4.22ha、冠水が88.01haなどとなっております、建物につきましては暴風によりビニールハウスが29棟、倉庫等が28棟、それぞれに被害が発生したところでございます。

なお、これらに係る町の対応でございますが、道路・河川関係につきましては、早急に復旧しなければならないことから、関連する修繕料をこの後ご審議いただきます一般会計補正予算第3号において追加計上させていただきます。

また、農業関係につきましてはJAこしみずとその対応について協議の結果、圃場の復旧対策といたしまして、昨年同様に町が所有している残土と山砂を無償提供すること、農地復旧費用の融資

に対する利子補給を実施することに加え、農業者から要望のありました火山灰の提供についても実施することとしております。

火山灰につきましては、町は所有しておりませんのでトラック1台当たり7m³相当で4千円を助成することとしておりまして、所要経費を道路修繕料と同様に追加計上させていただいておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、その下段の一般廃棄物最終処分場における火災の発生についてご説明いたします。

発生の日時及び場所でございますが、出火を確認しましたのは、8月18日午前8時50分、場所は、処理場内のゴミの埋め立て地でございます。

出火の状況につきましては、委託業者である下山産業職員が出勤後に、監視カメラにより火災を確認し、直ちに消防へ通報いたしまして、消防による消火作業により午前10時37分に鎮火を確認いたしました。

出火の時刻につきましては、監視カメラの映像から、前日の午後10時25分には火災が発生していることを確認しております。

被害の状況といたしましては、遮水シートの焼失が約80m²、その下に設置しております漏水検知システムの一部が破損いたしました。

また、近くに置いてありました作業用のバックホウの油圧ホースが破損いたしました。

出火の原因につきましては、まだ最終的な消防の報告書は作成されておきませんが、人の立ち入りがありませんことから、廃棄されたゴミからの自然発火と思われまます。

被害のあった遮水シートなどの復旧につきましては、現在、業者による現地確認を終え、復旧費用の積算を行っておりまして、概算で1600万円程度との見込みでございますが、早急な復旧が必要でありますことから、復旧費用につきましては、専決により対応させていただきたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

なお、財源につきましては、本年度より加入しております災害共済保険により補填される見込みとなっております。

昨年に続き、このような事態になりましたこととお詫び申し上げ、廃棄物処分場における火災の報告といたします。

続きまして、4ページ左側上段、北海道高橋知事台風被害現地視察でございますが、台風による河川の氾濫や農業被害が発生したことを受けて、とりわけ被害が大きかった北見市常呂町と端野町の被災地を8月25日、高橋はるみ知事が視察に訪れました。

この行程の中に、急遽、止別川の氾濫箇所も見ていただけることになり、北見市に向かわれる前に、高橋文明道議らとともに本町入りしていただいたものであります。

現地では、知事が川沿いの被災した圃場の耕作者の声に耳を傾けられ、河川の氾濫が繰り返していることを知事に直接訴えかけました。

視察を終えた後、高橋知事は止別川を視察した感想として、川の中の堆積物が氾濫につながったのだと思う。平常時の管理レベルをどれだけ上げられるか、しっかり検討し、手を付けられるところからやります。と報道を通じて述べられ、土木予算増額の方向性を示唆しておられましたことから、今後の要望の趣旨が知事に十分伝わったものと考えております。

なお、止別川の件については、今後も引き続き要望活動を行って参りたいと考えております。続きまして、その下段、8月28日の防災・減災対策への支援に関する協定調印式でございますが、これは、陸上自衛隊美幌駐屯地と隊区内の2市8町が、防災・減災対策を目的として、各自治体が行う避難訓練や研修会などに対し、災害救助などで数多くの実績をもつ自衛隊の対応力や機動力の活用を図るもので、防災訓練における救助や給水、炊き出しの実践をはじめ、研修会の講師やイベント会場における災害資料パネル展の展示や音楽隊の演奏など、さまざまな活動を想定して、全国で初めてとなる協定を締結したものでございます。

続きまして、4ページの右側下段、農作物作況調査であります。別紙農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますので、ご覧下さい。

まず、総体的な状況でございますが、本年は春先の温暖な気候により融雪が進み蒔き付けも順調

に始まり、5月中旬以降も高温が続いたことから農作物の生育は順調に推移していたところですが、5月16日に発生した暴風雨、6月4日の低温による霜害の発生により、一部の農作物に被害が生じたところがございます。

その後は、天候の回復により、生育状況は概ね順調に推移しておりましたが、先程申し上げましたとおり、相次ぐ台風の上陸による暴風や大雨により、圃場を含め農作物にも被害が生じているところがございます。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、9月1日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

秋まき小麦、春まき小麦は既に収穫を終え、粗原収量は、きたほなみが反あたり12.88俵、春よ恋は9.65俵といずれも平年を上回る結果となっておりますが、大雨などの影響により製品歩留まりは劣る見込となっております。

馬鈴薯は2日早い生育で、JAこしみずの坪堀調査によりますと、収量・ライマンとも平年を上回る結果となっております。

てんさいも同じく3日早い生育でございますが、9月5日に実施されたホクレン原料所の調査によりますと、収量・糖分とも平年並若しくはそれを下回る結果となっております。

大豆は3日遅れの生育、たまねぎは1日早い生育となっております。飼料作物のとうもろこしは平年並み、牧草も平年並みの生育となっておりますが、2番草の収穫が大雨の影響により7日遅れている状況となっております。

以上のような調査結果から、全体的に生育は順調な状況となっておりますが、大雨による滞水が見られる圃場がありますことから、病害虫の発生や腐敗等が発生しやすく、農作物の品質低下や収穫量の減少が懸念されているところがございます。

今後、馬鈴薯を始め収穫期を迎えますことから、農業者の皆さまをはじめ関係者一丸となり、天候に対する適切な対応と防除対策や排水対策など適切な圃場管理の徹底を図るなど、一層のご努力により豊穰の出来秋を迎えたいと願っているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

◎発議第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、発議第4号、議員研修会の参加についてを議題といたします。

10月20日美幌町で開催される北網ブロック町議会議員研修会に議員全員で参加することといたしたいと思います。

お諮りいたします。

これに参加する場合の、議員の出張並びに細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって本件はそのように決定しました。

◎意見案第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、意見案第6号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい3番、意見書案の提出について。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の提出について。

森林・環境税（仮称）を早期に創設し、森林吸収源対策を推進すること、森林・整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保し、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、森林整備から加工・流通・利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。慎重審議の上、なにとぞご賛同いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

意見案第6号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第6号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第7号

○議長（坂田秀昭君） 日程第6、意見案第7号、JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

○議長（坂田秀昭君） はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君） はい3番、JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見案の提出について。

JR北海道・JR四国・JR貨物に対する固定資産税等の減免する特例措置の継続及び恒久化、自然災害の多頻度化・大規模化を踏まえ、これによって発生する鉄道施設整備の被害からの復旧に向けた支援スキームの拡充を図る事、老朽化が進む鉄道在来線構造物の大規模改修に向けた支援スキームの拡充を図る事を強く要望する。

以上地方自治法第99条の規定により提出いたします。慎重審議の上、ご賛同いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

意見案第7号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第7号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第8号

○議長（坂田秀昭君） 日程第7、意見案第8号、農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPP

の拙速な国会承認の反対を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい3番、農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書案の提出について。

官邸主導規制改革・効率優先の農政を改め、持続可能な農業生産と農村社会の維持を担う家族農業などを守り育てる基本政策を確立すること。TPP協定における農畜産物の市場アクセス内容は重要5品目の聖域を守るとした国会議決に明らかに反していることから、国会承認を断じて行わないことを強く要望する。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。慎重審議の上、なにとぞご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第8号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第8号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第9号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、意見案第9号、米政策改革の抜本の見直しを求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい3番、米政策改革の抜本の見直しを求める意見書案の提出について。

国は、豊作・凶作を含む環境の変化に応じた、需給調整対策に官民一体となり取り組み、主導的役割を果たし、米の直接支払交付金を継続すること、また、要望の多い主食用米の生産コストと販売価格の差額を補填する直接支払制度を導入し、日本型直接支払制度の見直しと、各種施策の拡充・強化を図ることを強く要望いたします。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきます。慎重審議の上、ご賛同いただけますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第9号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第9号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第10号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、意見案第10号、指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書案の提出について。

指定団体制度を的確に評価し、国民理解を求め、制度の根幹を堅持し、多様な経営形態の酪農・畜産の経営安定と、再生産確保を可能とする直接支払制度を確立させ、生産基盤の強化と持続的発展を図る施策を推進することを強く要望する。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。慎重審議の上、なにとぞご賛同いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第10号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第10号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第10、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

質問については、簡潔明瞭に努められるようお願いいたします。

初めに5番、工藤孝一議員。はい、5番。

○5番（工藤孝一君）はい5番。

先に通告してあります2点について質問いたします。

まず1点目であります。台風被害、冒頭に町長から行政報告がございました台風被害への対応について。8月17日に7号、21日に11号、23日に9号と3つの台風が北海道に上陸し、本町においても全町的な被害が確認された所ですが、対応について伺います。

○議長（坂田秀昭君）はい、林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

ひと月の間に、道内に3つの台風が上陸した訳であります。我々、町民はもとより、道民にとりまして初めての経験となりました。

本町では壊滅的な被害は免れましたが、十勝地方や当オホーツク管内からも人的被害も出ているということであり、被災された方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、8月の台風被害でございますが、本町でも道路や河川、さらに農業被害などが出ています。はじめに、道路被害については、路肩や法面が崩れたり、未改良道路が削られたり、その箇所は町内一円に渡って30箇所以上の被害を確認しております。

これら被害のあった道路の対応につきましては、後ほど補正予算の議案をご審議賜ることとしておりますが、住民生活に極力支障が出ないよう早急に対応して参りたいと考えております。

次に、河川の被害であります。2級河川の止別川やその支流の普通河川において、法面が崩れたり倒木などの被害が9箇所ほどあったことを確認しております。これらの被害については、北海道と連携を図りながら緊急性の高い所から順次対応しております。

しかし、場所によっては、圃場を横断しなければ作業に入れないような箇所もありますことから、付近の耕作者と協議を行い、収穫後に修繕を行うこととしている所もございます。

また、止別川につきましては、昨年の台風に続き、今回も北斗地区の方において川の水が溢れ出る被害がありましたことから、こちらについても北海道と連携を図り、土のうを設置したり、川縁に土を盛るなどの対応を行いました。

なお、昨年、北海道において、川底の倒木や倒れかけている木、さらに堆積物が多い場所ではそれらも処理してもらっております。私も現地において、堆積物が取り除かれ、川の流れが良くなっていることを確認してきましたが、今年も昨年の続きをやってもらえるよう要望をしているところであります。

北海道からは、止別川は緊急性が高いことから、できる限り予算を確保し、今年は南1号から上流側、できれば南3号までの区間を行いたいとの連絡が入っております。

このように、北海道からは、本町の要望の趣旨を理解していただいておりますが、今後も引き続き、川底の床ざらいと川縁の土盛りについて、要望活動を続けて参りたいと考えております。

次に、農業被害でございますが、先程も申し上げました台風などによりまして、8月の月間降水量が419mmを記録するとともに、17日には最大瞬間風速が31.1m/sを観測いたしました。これらの影響により農地等に大きな被害が発生したところでございます。

圃場の被害といたしましては、大雨による土砂の流出が4.22ha、冠水が88.01haなどとなっております。建物につきましては暴風によりビニールハウスが29棟、倉庫等が28棟、それぞれに被害が発生したところでございます。

これら被害に対する町の対応でございますが、JA小清水と協議のうえ、圃場の復旧対策といたしましては、昨年同様に町が所有している残土と山砂を無償提供すること、農地復旧費用の融資に対する利子補給を実施することに加えまして、農業者からの要望のありました火山灰の提供についても実施したいと考えております。

なお、町は火山灰は所有しておりませんので、トラック1台当たり4千円を助成することといたしまして、所要経費を道路修繕料と同様にこの後ご審議いただきます一般会計補正予算第3号において追加計上させていただいておりますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

これらの対応につきましては、JA小清水をはじめ、各関係機関と連携を図りながら、一刻も早い復旧に努めていく所存でございますのでご理解頂きたいと存じます。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい5番。

○5番（工藤孝一君）はい、5番。

今、町長の方から道路被害・河川被害・農業被害についてそれぞれご説明がございました。

今回の度重なる台風により大きな爪痕を残しました。今回の新たに法面崩壊などの対応策として今説明があった、圃場修理用の火山灰を町内から業者から購入する場合、ダンプ1台あたり4千円助成ということで、先日も被害に遭われた農家組合員から非常にありがたいという言葉もありました。大変ありがとうございました。

今回の大雨による治水対策といたしまして、私の方から2点ほど提案したいと思っております。

まず1点目は、町長の方から河川の説明がありました、昭和49年と50年に農業排水路として施工された、41年が今年で経過している止別川の関係ですが、現在止別土地改良組合が管理している東幹線・中央幹線・西幹線がございますが、昨年同様今回も、西幹線・中央幹線から水が溢れ出るオーバーフローの状態が数日見られました。秋まき小麦など、昨年の10月には秋まき小麦を廃耕したところもございました。各幹線の排水力を改良するには、止別川河口からの川の道、稼働堆積土砂の採掘、床ざらいを道に要請していただきたいというふうに思います。

2点目については、圃場の法面土砂流出、そして冠水による被害が広がりました。土砂の対応

策については、浸透柵の設置を全町的に取り組む必要があると考えます。行政の支援も必要だと思いますが、答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます、林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

1点目につきましては、止別川の河口付近の床ざらいというんですか、堆積物を良くしていただきたいというようなご質問だったと思いますが、これらにつきましてですね、その必要性等について私も理解できますので、今後、北海道とも協議をして参りたいというふうに思っております。

2点目の農地の崩壊というんですかね、そういった事を防ぐために、浸透柵の設置について行政の支援が必要ではないかという提案でございますが、これあの非常に難しい問題もあろうかと思いますが、可能であれば道営事業の中でそういったことができないのかどうか、そういった取り組みもオホーツク総合振興局とも協議をして参りたいというふうに思っております。町単独で助成することになれば、どのぐらいの費用がかかるのかもちょっと分かりませんので、まずは町が単独で助成することの前に、道営事業でそれぞれ小清水町2地区に分けて取り組んでおりますので、今後年次計画ですることができるのかどうか協議をして参りたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番。

○5番（工藤孝一君）

1点目については、道とも協議しながら取り進めるということで、説明がありました止別川の伐木を昨年と今年と2回に分けて0号から南1号、今年は南1号から上に8百メートル、数百メートルやるっていう事業と併せて、今回私がなんとか止別土地改良組合の管理している幹線の出口からの排水性を、ぜひとも改良していただきたいと、重ねてお願いしたいと思います。

2点目についての浸透柵の件ですが、これは数日前もある農家の方からですね、大量に崩壊して何メートルも上から見た面積はそんなに多くはないんですが、深さが深くて土砂もきて、私の所の畑は、その方が言うには、じゃがいも畑・でんぷん用馬鈴薯の畑に、ほぼかまぼこの形がほぼ見えなくなるぐらいの堆積土砂になってしまったと。その件はJAにも伝えたがなかなか対策がないということやら、そういった事例があります。併せて、町道が堤防状態になって、町道の横断管の下というか、横断管の配水管の付近を水の圧力で町道が崩れるというような箇所もあります。これはあの、水の流れて言えばやはり上の方の農地にある程度浸透柵がそれぞれの圃場にあれば、もう少し被害を防げることが可能ではないかというふうに思います。このことについては、私自身も10年程前2つの圃場に町道の脇に自分の農地に大きく浸透柵を掘りました。農地の保全と町道の保全するためには、やはり素堀でもいいからもう1箇所、2箇所やったんですが私自身、もう1箇所は道路委託組合さんとも十分協議しながら町道用地が50センチから70センチ空いてるということで、町道用地内に幅50センチで深さはけっこう深いんですが、そこにも浸透できるような箇所を造っていただいたという、だいぶ前ですがあります。やはりそういった農地保全と町道の保全の意味ではそういう議論をですね、全町的に大雨洪水の際の最低限度そういった保全する方法はどういう方法が良いのか、これはどこで議論すべきかはちょっとあれですが、仮に農地水等の農協等も含めた中で議論の中で行政として治水対策はどうあるべきか、議論しましょうと、した方が今後賢明な対策をどう打つかひとつ提案も含めてしていく方向で考えていただければというふうに思います。再度ご答弁を求めます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。

答弁を求めます。林町長。

○町長（林直樹君）ご質問にお答えしたいと思います。

水は上流から下流に、下に流れるというのは基本でございまして、基本的には自分の圃場の中で素ぼりでもなんでもいいですから、溜め池を造って下流に流さないというのが大原則でございまして。過去においても農地造成をそれぞれやっておりますが、国営・道営でいろいろやっておりますが、そういったことでですね、溜め池をそれぞれ造ってるんですが、色んな理由から土砂がまた堆積しちゃってその機能がなくなっているというのが現実ではないかと思っております。

そこで先ほど私の答弁の中で道営事業でなんとかできないかというようなことではございますが、平成32年度から南9号から南地区でございまして、南小清水地区が新たな地区として道営事業で採択されるように今取り組んでいるところでございます。

オホーツク総合振興局とも今回の大雨による農地災害、そういったことを中から産業課長の方で既にこういった問題があるのでなんとかならないでしょうかということ、オホーツク総合振興局とも既に一部協議を終えているようでございますので、今後はそういった新規地区の採択に向けてですね、農業者を含めて、町道もありますので、そういった中で議論を深めてって、工藤議員の仰るような少しでも治水対策をしていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番。

○5番（工藤孝一君）はい、5番。

今町長からご答弁ありました道営事業の新たに該当になって、そちらとも既に協議を始めてるということでもあります。先ほど言いましたが、町道自体が堤防になるという状況だけはやっぱりどう避ける、堤防状態にならざるを得ないような大量の降雨があるという、そういうのをいかにこう防いでいくか、それは関係農家とも協議するような、そういう取り組みもひとつ町内で役場内で考えて対応策もぜひ検討していただきたいというふうに考えます。

それでは要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目に、子育て支援についてであります。

小清水町は、子育てに係る保護者の経済的負担軽減を図るために中学校までの医療費・学校給食費の無償化先進的に取り組んでおります。

子供を生み育てやすい環境づくりを増進するために、1つめに、多子世帯において15才未満の子供のうち、保育所等に入所している2人目以降の子供に対する多子世帯保育料応援補助金制度、2つめに、高校又は高専などに就学する生徒のいる世帯に対する高校生支援制度、3つめに、町内企業などに入社する場合小清水町奨学金返還の減額・免除制度を創設すべきだと思いますが所見をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。林町長。

○町長（林直樹君）お答えいたします。

ご案内のとおり、本町における子育て支援につきましては、昨年度策定いたしました子ども・子育て支援事業計画を基本に推進しているところであります。

特に、子育て世帯の経済的負担を軽減するという施策といたしましては、ただいまお話がありました、児童等の医療費助成、そして給食費の無料化が大きな柱になっておりますが、保育料におきましても、昨年の子育て支援制度のスタート時から負担軽減を図る設定としております。

具体的にお話ししますと、国が定める保育単価の負担金、いわゆる公定価格に対しまして、本町の保育料は、約40%の減額を行った設定となっております。

また、今年度からは、低所得者世帯で、かつ、ひとり親世帯と多子世帯に対する特例措置により、国と同様に軽減を行っております。

ただ今、工藤議員からのご提案のありました、保育料の負担軽減を補助金制度でという主旨につ

きましては、これからの子育て支援施策の一つと考えることができますと思いますが、保育所等の入所児童の多子世帯に加え、子育て世帯全体への施策の展開、また補助金制度の財源の確保などの課題もあると思います。

そして、国は、社会保障の財源として消費税増税を行う際に、その財源により、保育料無償化を目標としているところであり、今はそれに向けての特例措置が一部先行している状況であり、今後の動向を見ていく必要があるものと思います。

次に、2点目の高校生支援制度についてですが、高等学校又は高等専門学校などに就学する生徒に対しては、奨学金制度としては、町の奨学金制度のほか、北海道においても平成26年度から非課税世帯に対する奨学金の給付事業が行われており、また現在、国においても数多くの奨学金制度による支援が行われているところであります。

奨学金以外の補助制度としては、平成26年度から保護者等の市町村民税所得割額が30万4200円以下世帯に対して段階的に授業料が減免となる北海道の高等学校等就学支援金制度があります。また、道立高校募集停止に伴う、オホーツク東学区内の高校に通学する場合には、北海道の高等学校生徒遠距離通学費等補助制度により、募集停止となった前年度に中学生であった者が高校を卒業するまでの5年間負担している交通費の1万円を超える額については通学費等の補助制度があるところですが、小清水町としては、現行の補助制度における所得制限の緩和や補助期間の延長について引き続き北海道教育委員会へ要望して参りたいと考えております。

次に、3点目の小清水町奨学金の返還を減額・免除制度につきましては、現在、小清水町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の子育て応援プロジェクトにおいて高校生等への支援充実として奨学金制度の充実等により高校生、大学生、専門学校生等の負担軽減と流出抑制を図るため、地銀ファンドの活用や一部利子補給など奨学金制度の内容充実を図るとともに、卒業後町内事業所において就業する者のうち医師、看護師、介護士等指定する職に対する返納減免等を措置し、担い手の確保と若年者の流出抑制を図る制度を創設することとして進めて参りたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番。

○5番（工藤孝一君）はい、5番。

今ご説明がございました、多子世帯保育料応援制度補助金についてですが、今後国の動向をみていきたいということですが、これは管内で規模の大きな訓子府町さんが数年前から実施されてる補助金制度でありまして、今年の4月から15歳まで第一子としてカウントして、補助制度を独自に補助金を1回納入してもらって補助金を給付するという、そういう制度を拡充したそうがあります。町単独の補助金制度をやっているということで、本町でもそういった独自の制度をできないものかなというふうに、思いで提案したところですが、今後国の動向を見守るということですのでいますから、今後の協議に期待したいと思います。且つ、併せて高校生支援制度についても、国や道の関係機関の緩和等を、条件緩和等について今後とも要望していくということですが、やはりこの問題については私の方から昨年の6月定例議会で教育長の方にも要請いたしました。教育長からは、町長と協議した上、まち・ひと・しごと創生の進み具合をみながら判断するというご答弁をいただいていたところですが、この制度は教育支援ではなくて子育て支援として、ぜひとも全道的にみますと5千人未満の割と小さい自治体で、数カ所の自治体が実施されてはおります。

3点目では、小清水町奨学金の返還、減額免除制度については、まち・ひと・しごと創生の審議を経た上で、実施するという意味ですか。ちょっと正確に聞き取れなかったんで再度ご答弁をよろしく願ひいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

1点目の保育所の子どもの多子、多子というか子どもの2人目3人目については減免することについてですね、訓子府町では補助金制度でやっているというお話、私もそのことは承知しております。私はよその町の良い所を全部取ってきて小清水町に当てはめれば、それは1番素晴らしいことだと思うんですが、ただ財源的なこともありますから、例えば学校給食費で年間小清水町1千850万

ほど町で財源出しています、一般財源。これはよその町ではやっていないことでございまして、本年度から大空町が取り組んだというふうにちょっと聞いておりますが、オホーツク管内、全道でも多分小清水町が1箇所目でやったようでございますので、まだ何カ所かしかないといふうに思っております。そういった意味で、工藤議員の保育所入所時の補助金制度については考え方は分かりますが、町の子育て支援制度全体として、ひとつご理解当面いただきたいというふうに思っております。

2点目の関係につきましては、特に答弁は必要ないでしょうか。

3点目につきましては、奨学金を受けて色んな学校に行って本町に戻って来る方、これについての減免制度というのは実施したいと考えております。それは全ての業種ということではなくて、業種は絞られると思いますが、それは実施したいと考えております。平成29年度から即できるのか、30年になるのかは実施年度は別にして、やっぱりそういう制度をもっていかなければ、なかなか確保できない業種というのはあるかと思っておりますので、それは私は実施したいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂田秀昭君） よろしいですか。工藤孝一議員の質問は以上であります。

続いて、4番、森浩議員。

○4番（森浩君） はい、4番でございます。

私の方からは、高齢者福祉の充実ということでお尋ねしたいと思います。

ご存じのとおり、少子高齢化そして核家族化、人口減少、地域の抱える諸課題は山積しております。中でも、高齢者にかかる課題は非常に切実な問題でないかなというふうに考えております。

そこで、高齢者福祉施策についてお尋ねします。

小清水町第5次計画の中で、高齢者福祉施策については特に文言の中で充実をするというような話でですね、具体的なものはでてきておりませんが、今国の高齢者福祉の動向をみますと、介護保険制度、端的に言いますと、介護の中で介護度1・2についてはこういう施設には入れませんというようなそういう制度が、だんだん規制されてきているというのが現実でございます。また、これは要支援者についても同じようなことが言えてきております。それらの支援、要支援、要介護者に該当しない高齢者も含めた、この高齢者がまた利用可能なケアハウスのような、こういう施設をですね、ひとつ建ててはいかげなかなというふうに考えておりますけれども、これ地域の要望として非常に自分の住宅も老朽化してきている、また、家の周りの清掃についても人手がない、このようなことが切実に訴えられている現状があります。ひとつそういう部分について小さなことではございませんので、ぜひ目配りをしていきたい、こういうふうに思っております。また、施設の関係につきましては、この担い手が、この働く人の担い手が非常に少なくなってきております。週に1度ぐらい各3町の介護施設の職員募集、こういうチラシがしょっちゅう見られる状況にありますので、この担い手確保、先ほど町長の方からもちょっと言われましたけれども、この奨学金制度の改革というんですか、町の独自のこの奨学金制度等のこの考えながら、担い手確保、そして高齢者福祉施策を推し進める考えがないかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。林町長。

○町長（林直樹君） 高齢者福祉施設の推進についてお答えいたします。

今、高齢者福祉施策においては、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するための仕組みづくりとして、医療や介護サービスに加えて、住まいの確保、介護予防、生活支援の5つの要素が包括的に確保される地域包括ケアシステムの実現が求められておきまして、本町におきましても、その第一歩として第6期高齢者福祉・介護保険事業計画の中で、全国一律の介護給付制度から地域の特性に応じたサービスを提供する介護予防・日常生活支援総合事業への移行に取り組んでいるところであります。

この地域包括ケアシステムの実現には、暮らしの基盤である住まいが確保され、そこに介護予防・日常生活支援総合事業による地域の支え合いがあって、要支援・要介護となっても日常生活動作を維持できるよう予防に努め、住み慣れたこの町において、できるだけ自立し、自分らしい暮らしを続けていける環境を整えることが重要となります。

高齢者のひとり暮らし、あるいは高齢者の夫婦のみの世帯では、生活支援サービスを受けつつも、

現在の住まいでは自立した生活が困難となってくる状況も見受けられます。そこには、バリアフリー化や耐震・防災、防火安全対策等が施された住まいが提供される環境整備が求められて参ります。このため、ただ今推進しております第6期高齢者福祉・介護保険事業計画においては、高齢者の生活拠点の確保として居住環境の整備や事業者支援の検討を掲げ、また、過疎計画には、様々な理由により居宅での生活が困難となった場合に対応できる生活拠点の確保を重要な課題と位置づけ、サービス付高齢者賃貸住宅や高齢者支援ハウス等の整備に対する支援を推進することとしておりますので、町民の皆様の今後の住まいに対する考え、施設ニーズなどを把握し、高齢者生活福祉センター居住部門を含めたその対策を進めて参りたいと考えております。

なお、高齢者支援の担い手確保のための奨学金制度につきましては、ひとつの専門職に限らず、必要な誰もが活用できる制度運用が望まれますので、まち・ひと・しごと創生総合戦略の子育て応援プロジェクトとして奨学金制度充実に取り組み、加えて、専門職種の担い手確保と人口流出の抑制の観点から、給付型・返納減免などの制度を創設することとし、進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、4番。

○4番（森浩君）

ケアハウスの関係でございますけれども、今色々調べてみているんですけれども、けっこう独居もしくは高齢者住宅で2人だけというような住まいがけっこうあるわけなんですね。これらについて色々話を聞いてみますと、できれば家・土地処分して、できれば施設に入りたいんだとそういうような声が聞こえるわけです。また色々お話を進めていくと、やっぱりこの町に愛着があるからどうしても小清水に住みたい、しかしこの住む住居が老朽化してきてる、もうこれ壊さなくてはならない、また息子の方でも、また娘の方でもおいでというようなことも言われる。そういうところでこの色々この狭間で考えながら、このなんて言うんですか、この判断をするんですけども、どうしてもこの町にこの住むというような状況がなかったら出ていくより仕方がないというようなことは言うわけです。

ぜひこのケアハウスの関係については、ケアハウスばかりじゃなくてもよろしいです。サービス付高齢者住宅でもそういうのも構いませんけれども、町独自として、将来的には町がみるんじゃなくてですね、今あるような指定管理制だとか、または民間委託だとかというような感じで考えていけばなんとかなるかなというようなことも考えているんですけれども、ひとつ資金の面からお金がないということも含めて、どうやったら町の中でそういう住宅が建てられるのかどうなのかということも、ひとつ色々町民の意見も聞きながら、進めていっていただきたいなというふうに思うわけです。

そういうことでひとつ、今後町民も意見も十分聞くというようなそういう姿勢はどうなんでしょう、ございますか。

議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。林町長。

町長（林直樹君）

先ほどの答弁の中でも申し上げたんですが、町民の皆さんの今後も住まいに対する考え方、それから施設のニーズについてよく意見を聞いて、小清水町としてどういう施策が良いのか、検討して参りたいというふうに思います。

ケアハウスばかりにこだわることなく、現在高齢者生活福祉センターに今居住部門がありますが、そういったものも、増築することが必要なのかも含めて、全体としてどうすべきなのかというのを、短期間ではちょっとまとめられないかと思っておりますけども、そういった住民ニーズを捉えながら検討して参りたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、4番。

○4番（森浩君）

ちょっと申し添えておきますけれども、色々な資金の関係、お金の関係になるわけなんですけれども、町民の中では、ひとつそういうような制度ができるのであれば、寄附なりまたは資金援助ができますよという方も相当数と言うわけにはいきませんが、それなりにおられるということ

をご承知ください。

以上、私の質問を終わります。

○議長（坂田秀昭君）森浩議員の質問は以上であります。

以上で、通告の一般質問は終了いたしました。これをもって一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時58分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎報告第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、報告第3号、小清水町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

説明を求めます。金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）

ただ今上程されました報告第3号、小清水町一般会計継続費精算報告書について、ご説明申し上げます。

議案書9ページをお願いいたします。

平成26年度より2ヶ年にわたり実施して参りました継続費事業につきまして、平成27年度をもって事業が完了しましたので、その実績につきまして精算報告書を調製したところであります。

継続費事業といたしましては、3款民生費、1項社会福祉費、特別養護老人ホーム整備事業につきまして、全体計画欄にあります2ヶ年の予算総額15億4927万3千円に対しまして、支出済額が15億4914万1200円で、その財源は、道支出金2億7千405万円、地方債は過疎対策事業債で6億630万円、その他特定財源は公共施設整備基金繰入金で4億310万円、一般財源が2億6569万1200円で事業が完了したところであります。

以上、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づきまして、ご報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎議案第52号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第52号乃至日程第16、議案第56号、平成28年度小清水町一般会計補正予算第3号について、平成28年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、平成28年度小清水町介護保険特別会計補正予算第1号について、平成28年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第1号について、平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてを、一括して議題といたします。

説明を求めます。金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）

ただ今一括上程されました議案第52号乃至議案第56号、小清水町各会計補正予算について。

はじめに、議案第52号平成28年度小清水町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3645万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億6851万5千円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第2表地方債補正は、橋梁長寿命化整備事業債以下2事業で、総務省からの第1次配分に係る同意予定額による限度額の変更を、臨時財政対策債は、発行可能額の決定に伴いまして、限度額を変更するものでございます。

11 ページをお願いいたします。

歳出予算になりますが、主要施策調と合わせてご覧下さい。

はじめに、2款総務費ですが、1項1目一般管理費は、19節負担金補助及び交付金で、自治体情報セキュリティ対策の徹底を図るため、北海道及び道内市町村共同利用によるセキュリティクラウド構築に係る負担金1万3千円追加、4目財産管理費は、15節工事請負費で、旧止別・旭野小学校敷地内の支障木伐採に係る工事請負費267万1千円追加、6目企画広報費は、9節旅費で、企業立地誘致の協議に係る普通旅費46万円追加、総務管理費合わせまして314万4千円追加計上を行うものです。

3款民生費は、1項1目社会福祉総務費、13節委託料で、認定調査件数の増加に伴い、認定調査委託料1万1千円追加、20節扶助費は、年度内における補装具等給付費の不足見込み額240万円追加、7目地域安全対策費は、新規交通安全指導員及び土曜授業に係る交通安全指導員報酬12万9千円並びに費用弁償1万円をそれぞれ追加、9目高齢者生活福祉センター費、11節需用費は、入居替え等修繕として、建物等修繕料50万円追加、10目介護保険対策費、28節繰出金は、保険給付費の過年度分繰出金として、介護保険特別会計繰出金73万6千円追加、社会福祉費合わせまして378万6千円追加計上を行うものです。

次のページになります。

4款衛生費は、1項5目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金で、浜小清水南区自治会の老朽化したごみステーション1基の更新に対するごみステーション設置費補助金3万1千円追加、6目墓地葬斎場費、11節需用費は、小清水墓地西側墓石に、落葉が溜まり支障となっていることから、西側及び南側の支障木を伐採することとし建物等修繕料33万円追加、保健衛生費合わせまして36万1千円追加計上を行うものです。

次に6款農林水産業費は、1項3目農業振興費、16節原材料費で、8月に本道に上陸した台風11号等の大雨により発生した農地被害等に対して、昨年度の大雨被害時に実施した山砂の提供などに加え、新たな支援策として被災農家から要望が多い火山灰を提供することとし、トラック750台分の火山灰購入費用として、原材料購入費300万円追加計上を行うものです。

次に7款商工費は、1項2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金で、年度内執行に不足が見込まれる商業起業化支援・活性化事業費補助金350万円追加、3目観光振興費は、8月2日付けで内閣府より交付対象事業の決定を受けた地方創生推進交付金のうち、バードウォッチングを起爆剤とした欧州インバウンド受入プロジェクト事業について、6月補正計上の予算組み替えが必要となることから、13節委託料で、電子情報発信サービスシステム構築業務委託料において、計画システムの変更により267万4千円減額。

次のページになります。

インフォメーションセンター利活用構想作成業務委託料は、観光推進組織構築事業費補助金で実施する訪日外国人交流拠点強化事業と一括して実施することとし237万6千円減額、19節負担金補助及び交付金で、モンベルフレンドタウン登録負担金35万円新規に追加するほか、予算組み替えにより観光推進組織構築事業費補助金161万7千円追加、商工費合わせまして41万7千円追加計上するものです。

次に8款土木費、2項1目道路橋梁総務費は、補正額はありますが除雪機械購入費に係る特定財源であります社会資本整備総合交付金の減額と過疎対策事業債の追加による財源内訳の変更となります。詳細につきましては、主要施策成果調をご覧ください。

次に、2目道路新設改良維持費、11節需用費は、年度内執行に不足が見込まれる町道等修繕料に加え、台風11号等の大雨による町道等被害への迅速な修繕対応に要する経費を合わせまして、町道等修繕料2000万円追加、13節委託料は、入札執行残により町道整備調査設計業務委託料

382万8千円減額、なお、補正額はありませんが、社会資本整備交付金事業工事請負費において、除雪機械購入費同様に財源内訳の変更となりますので、詳細は主要施策成果調をご覧ください。

道路橋梁費につきましては、合わせまして1617万2千円追加計上するものです。

次のページになります。

10款教育費は、3項1目学校管理費、11節需用費で、中学校正門前階段に滑落防止用の手摺り設置及び8月の台風による校舎正門前カラー舗装の陥没部分の修繕をすることとし建物等修繕料65万7千円追加、5項3目社会教育施設費、13節委託料は、コミュニティプラザの暖房設備更新に係る調査設計・配管水密試験等を実施することとしコミュニティプラザ調査設計業務委託料253万8千円追加、6項1目保健体育総務費、13節委託料で、小清水町まち・ひと・しごと総合戦略登載の交流人口拡大プロジェクト中、イベント振興による交流人口の拡大を図るため、オホーツクこしみずマラソンの開催へ向けた検討を実施することとし、調査設計・運営業務委託料540万円追加、2目体育施設費、11節需用費は、多目的グラウンド設置のフェンス撤去及び電線の一部埋設化を実施することとし、建物等修繕料97万9千円追加、保健体育費合わせまして637万9千円追加計上するものです。

次に、歳入予算ですが、8ページにお戻り下さい。

13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金は、補装具交付費等負担金120万円追加、2項4目土木費国庫補助金は、国土交通省の事業調整による内示結果に基づき、社会資本整備総合交付金6249万1千円減額、7目商工費国庫補助金は、内閣府からの事業決定に基づき地方創生推進交付金197万5千円減額、国庫補助金合わせまして6446万6千円減額計上するものです。

次に、14款道支出金、1項1目民生費道負担金は、補装具交付費等負担金60万円追加計上するものです。

次のページになります。

18款繰越金は、財源調整分といたしまして6767万8千円追加計上、20款町債は、第2表地方債補正でご説明いたしましたとおり、総務省からの第1次配分に係る同意予定額により、土木債で3170万円追加計上、臨時財政対策債は、発行可能額の確定に伴いまして25万8千円減額計上、町債合わせまして、3144万2千円追加計上するものでございます。

なお、15ページの給与費明細書につきましては、交通安全指導員報酬の追加に伴うものでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）

続きまして、議案第53号、平成28年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正予算書17ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ167万7千円を追加し、予算総額を10億667万7千円とするものでございます。

補正予算書22ページをお開き下さい。

まず歳出予算になりますが、1款総務費では、1項1目一般管理費において、保険者の都道府県化に向けた準備事業として、事務処理システム等の整備を順次進めていくこととなりますが、その内、市町村と北海道とのデータ連携に係る要件定義が国より公開されましたので、今後の試験運用に向けたデータ連携に対応するため、既存の運用システムを改修することとし、所要額165万3千円を追加計上するものです。

次に、4款1項1目前期高齢者納付金は、前期高齢者に係る財政負担調整の28年度概算額確定を受けまして、納付金として不足となる2万4千円を追加計上するものです。

続きまして、予算書20ページにお戻りください。

歳入予算ですが、2款国庫支出金、2項国庫補助金では、国保運用システムの改修に係る補助金1

65万2千円を追加、4款1項前期高齢者交付金は、前期高齢者に係る財政負担調整の交付分について、歳出同額の2万4千円を追加し、財源調整としまして、9款繰越金で1千円を追加計上するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第54号、平成28年度小清水町介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正予算書24ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、保険事業勘定において1039万8千円を追加し、予算総額を5億7899万8千円とするものでございます。

補正予算書32ページをお開き下さい。

本補正予算は、歳入歳出ともに平成27年度給付費等の確定に伴い、国、道、支払基金のそれぞれの負担割合に基づく交付金等の精算によるもので、はじめに歳出では、超過交付による返還金として、6款1項償還金において、保険給付に係る国庫支出金並びに地域支援事業に係る国庫及び道支出金の返還金総額1039万8千円を追加計上するものでございます。

29ページに戻りまして、歳入では不足分の追加交付額を計上するもので、3款1項道負担金は、保険給付に係る負担金の追加交付分160万1千円、4款1項支払基金交付金は、保険給付に係る交付金の追加交付分233万2千円、地域支援事業に係る交付金の追加交付分3万9千円、合わせまして237万1千円を追加、6款1項一般会計繰入金は、保険給付に係る町負担不足分73万6千円を追加し、財源調整としまして、7款1項繰越金で、保険給付費分522万7千円、地域支援事業費分46万3千円、合わせまして569万円の前年度繰越金を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）

続きまして、議案第55号平成28年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正予算書の34ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ159万8千円を減額し、予算の総額を1億6317万1千円とするものでございます。

36ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございますが、小清水地区配水池整備事業債及び小清水北地区電気計装整備事業債につきまして、事業費の確定及び国庫補助金交付決定額に基づきまして、それぞれ限度額を変更するものであります。

40ページをお願いいたします。

歳出予算の補正でございますが、まず、1款総務費、1項2目一般管理費で、人件費におきまして、職員の扶養の変更がありましたので、3節職員手当等を21万7千円追加。

次に、2款2項1目建設改良費でございますが、お手元の主要施策調べの6ページを合わせてご覧願います。

いずれも事業費の確定に伴いまして、13節小清水地区配水池築造事業実施設計業務委託料を116万7千円減額、15節小清水北地区浄水場電気計装設備更新工事請負費を64万8千円減額計上するものであります。

次に、歳入になりますが、38ページにお戻り願います。

まず、2款1項1目簡易水道事業費国庫補助金ですが、交付決定額に基づき502万9千円減額、5款繰越金は、財源調整といたしまして206万9千円減額、7款町債は、第2表地方債補正の所でも申し上げましたが、事業費の確定及び国庫補助金交付決定額に基づき、合わせまして550万円追加計上するものであります。

なお、41ページ以降の給与費明細書につきましては、職員の扶養の変更に伴い職員手当が変更

になるものであります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第56号平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正予算書の44ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万2千円を追加し、予算の総額を3億3340万9千円とするものでございます。

46ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございますが、農業集落排水施設機能強化事業債につきまして、事業費の変更に伴い起債の限度額を変更するものでございます。

50ページをお願いいたします。

歳出予算の補正になりますが、主要施策調べの7ページを合わせてご覧願います。

2款2項1目建設改良費で、施設機能強化対策事業に係る13節委託料を事業費の確定により134万8千円減額。

また、15節の排水処理施設改修工事請負費を設計数量の変更によりまして、320万円追加計上するものであります。

次に、歳入でございますが、48ページにお戻り願います。

まず、2款1項1目農業集落排水事業費道補助金ですが、施設機能強化対策事業費の変更によりまして、92万6千円追加。

5款繰越金は、財源調整といたしまして2万6千円追加、7款町債は、第2表地方債補正の所でも申し上げましたが、こちらも事業費の変更によりまして、90万円追加計上するものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第52号、質疑を受けます。

はい、7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）はい、7番。

今説明いただきました、10款教育費の第6項保健体育の関係なんです、オホーツクこしみずマラソン関係ですね、540万これ今説明ありましたように、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業中のイベント振興事業交流人口拡大事業の中でやりたいという説明なんです、これあの、どういう主旨でどういような規模になるのか、もうちょっと詳細にご説明いただけたらと思いますのでよろしく願います。

○議長（坂田秀昭君）瀧口生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧口顕君）

ただいまご質問をいただきました、オホーツクこしみずマラソン調査設計運營業務委託料の関係でございます。

このことにつきましては、先ほどお話いただきましたように、小清水町まち・ひと・しごと創生総合戦略に搭載されております、交流人口拡大プロジェクトのひとつでございます、平成29年度に第1回大会を開催する、準備のために行う各種調査設計及び検証のためのプレ大会を開催するものとして、委託料を今回追加補正するものでございます。

本大会の内容についてですけれども、年間を通じて日本全国で最もマラソン大会の少ない2月の厳冬期にマラソン大会を開催することによりまして、日本全国よりランナーを募集し、小清水町の魅力を知っていただくものでございます。

現在構想中のコースは、21kmのハーフマラソンと、3から10kmのファンラン、いわゆる家族で走ったりとか楽しんで走るコースを想定して、募集人員は300名から500名の範囲を考えております。

大会の運営は、運営実績のある民間事業者への委託を予定しております。

本町の魅力を発信するための交流会を大会の前日又は当日に開催し、大会運営ボランティアを広く募集すると共に、選手運搬用の車両には、スクールバスや公用車などを投入するなどですね、経

費の節減も図っていくことも検討しております。

魅力発信のための交流会には、町内事業者をはじめ近隣町村にも声掛けを行いまして、ふるさと納税などの宣伝も行っていきたいと考えてます。

全国的には実施例の少ない2月の降雪のある厳冬期のマラソン大会を運営するにあたりまして、本コース及び迂回路、吹雪に伴って迂回路などの設計なども必要となってきます。また、警備計画なども必要になってきますし、警察との事前調整、それから小清水町の魅力発信のための素材発掘、交流会提案、それから大会のサイトなども作成してくということで、こういう分とですね、あと運営マニュアルなども作成し開催行程表を作成していきたいということで、平成29年この委託の中でですね、平成29年2月にはプレ大会を開催して20人から50人ぐらいの想定でですねプレ大会を行いたい。してモニタリングですね、そういうプレ大会実施後、第1回の大会の必要経費、気象条件などを色々勘案しながら今大会の継続性と交流人口の見込み、費用対効果などを算出するような形で考えたいということで計画をしております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）

今説明いただきました2月の厳冬期の中のプレ大会の計画だということで、大変あの事例もあんまり聞いたことがないんで、これからそのための設計調査費だということで思っておりますが、今から考えられるのは約300名から500名の中の参加者を募って運営をしたいということなんです。詳細についてはこれから委託して設計等々されるんだろうと思うんですが、大まかなことを若干もう少しお聞きしたいんですが、300名から500名ということになりますと、それらに付帯する交通機関であるとか、やはり一部宿泊施設等々も大きく考えられると思うんですが、町内においてはどうもそういうような宿泊施設・交通関係がどういうふうに分かっているのか、また近隣町村とも今説明ありましたように協力体制をひくということなんです。その点についてちょっと大筋的な考え方があればお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。瀧口生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧口顕君）

今回の委託にあたりまして、今回見積もりをしていただいているのが旅行会社、イベント会社さんになると思うんですけども、今回JTBさんに見積もりをしていただきまして、実際そういう他な宿泊が小清水だけでは多分賄えなくなると思いますので、近隣の網走とか斜里とかですね、そういうところの宿泊も含めて連携を取りながらやれることも考えていければいいというふうに考えております。そういう部分での全体的な調整とかもこれから必要になってくるかと思っております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）他に。はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい、3番。

3点ばかりちょっとお尋ねしたいんですけども、まず1点目としては観光推進組織構築事業費補助金で、主要施策の中で4つの事業が謳われているんですけども、この事業の内容とそれから内訳についてお尋ねしたいのと、2点目としましては、道路新設改良維持費の中で小清水町市街東第2裏通り整備工事の中で、今回1170万ばかり増額になっておりますので、これの内訳についてお尋ねしたい。それから3点目としては、橋梁長寿命化整備工事について今現在だいたい進捗率がどれぐらいまでいっているのか、そして今後どれぐらいの年数をかけて進めていくのか、その辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。久保産業課長。

○産業課長（久保弘志君）

まず初めの観光推進組織構築事業補助金、これは現時点で新たな観光町づくり推進組織設立に向けて進めているところでありますが、この組織が立ち上がるまでの間につきましては観光協会さんの方で事業を進めていただくということでございまして、この補助金につきましては観光協会さんの方に補助金をお出しするというところでございます。

その具体的な中身でございまして、考えているものとしたしましては、その上段にインフォメーションセンター利活用構想作成業務、今回予算額を0とさせていただいておりますが、この部分を

ですね、いわゆるアウトドアアクティビティ地域活性プラン策定業務といたしまして、基本的には原生花園・濤沸湖・浜小清水エリア全体のプランデザインを描いていただくというようなことで観光協会さんが主体となってやっていただくという部分がひとつでございます。

次につきましては、やはりインバウンド、バードウォッチングを起爆剤としたインバウンドの受け入れということでございますので、旅行モデルプランの開発業務、また、本町どンドン自然環境の町であるというようなことでPRしていくための広告宣伝費用、あるいは先日カヤック等々施工業者さんからいただいておりますが、それはアウトドアアクティビティを実施するためには、やはりガイドさんの要請等々も必要になってますので、基本的にはそういう人材育成の事業についてもこの中で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

大まかに申し上げますと以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 斉藤建設課長

○建設課長（斉藤高広君）

道路の関係で、まず東第2裏通りの増額分の理由でございますが、今回の増の理由といたしまして、付帯工事の追加が伴うことになりました。具体的に申しますと、水道管が埋設されていたということが分かりまして、工事の支障物にあたりますが、これの移設費用がかかること。

次に、2点目がですね、軟弱な地盤対策ということがございまして、土を入れ替える行程が出てきたということ、もう1点が地下水対策といたしまして、路床に排水設備を設置するという業務がありましたことから、今回1170万2千円の増額となりました。

次に橋梁の整備の進捗率でございますが、南8号橋につきましては単年度の整備となっております。南25号橋につきましては2ヶ年の整備を予定しておりますが、いずれも工期といたしましては漁協との調整とかございますので、11月から3月に予定をしております。以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） よろしいですか。はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正議員）

まず観光推進組織構築事業の補助金の内訳についてだったんですけども、したらこの4つの事業を合わせたの金額で、それぞれの事業でいくらくらってというような考え方ではないということなんでしょうかね。そこの辺についてお尋ねしたいのと、それから2番目の第2裏通り整備工事についてもですね、これ、できたら内訳について金額分かればお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。久保産業課長。

○産業課長（久保弘君） はい、お答えいたします。

ここに施策調にあります2839万1千円の内訳ということであると思っておりますが、下に4点ほど書いてございます、先ほど申し上げましたとおり主な事業としては先ほど申し上げたとおりでございますが、その他にパンフレット・ポスターガイド等の作成などなどございます。それぞれ個々にある程度積算をしておりますが、トータルとして2839万1千ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君） 斉藤建設課長。

暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○議長（坂田秀昭君） 本会議を再開いたします。斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）

失礼いたしました。

道路の増額の詳細でございますが、まず水道管移設支障物、物件の移設の関係につきましては550万円、あと軟弱な地盤対策といたしまして土の入れ替えに330万円、地下水対策といたしま

して水抜きが生じた場合150万円、その他労務費関係諸経費で140万円、以上が増額経費の内訳となっております。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）

ちょっとその辺1点お尋ねしたいんですけども、例えば水道管等々については設計の段階でこういうのっていうのは地下埋設物として調査とかはしないんでしょうか。それとも、したけども見つからなかったというのか、その辺はどういうふうになってるのかなということをお尋ねしたいんですけども。

○議長（坂田秀昭君）斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）

設計の段階で本来であればこの行程見ておくべきだったと今時点では思うんですが、なにぶん図面等がこの場所の、水道管の図面が見当たらずで、ちょっと調査混乱したということなので、工事の仮定でおそらく逸れているだろうというところで進んでしまいましたが、実際工事始まってみると地下に埋設していたという状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）他に。はい、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）はい、私から2つほどお聞きしたいんですけど。

まず1点ですけども、商業起業家支援活性化事業の追加がですね、5件ほど出たということで補正組まれてるんでございますけども、その目処は教えていただけるのであれば聞きたいということと、もう1つですね、ちょっと初歩的な問題なんですけど、各地方債の起債を起こしてるわけですけども、これ5%以内ということになってますけど、現実にはこれらの起債は何%になってるかちょっとお聞きしたいんですけど。よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。久保産業課長。

○産業課長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

まず初めに、商業起業化支援活性化事業の関係でございます。

当初予算計上といたしましては、3件見込みで上限額200万円、600万円を計上していたところでございます。

本日現在の執行済額でございますが、6件で568万5千円。内訳といたしましては、飲食業が3件、石油販売業1件、クリーニング業1件、その他の業種観光業と1件、この計6件でございます。

今後の予定といたしましては、今現在1件のお話がきているところでございます。このことから、今後下半期分といたしまして2件分で381万5千円の執行を見込みまして、補正後予算額950万円ということで、追加計上をお願いしたところでございます。以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）

ご質問にあります起債の借入れ利率の関係でございますけれども、近年の実質的な基準金利につきましては、0.1%から0.2%というところが基準金利になってございます。ただし、地方債の限度額を定める上で、便宜上、上限額を5.0%とかねてからさせていただいております。これはですね、借入先との協議によりまして資金提供が受けられなくなって、事業執行ができなくなることを防ぐために実質の借入れ利率よりも大きく設定しているものでございます。また、実質的には機構資金というところからの借入れが主でありまして、近年の基準金利は0.2%でございますけれども、事業や起債区分によっては、銀行縁故債の借入れも想定されますことから、機構資金金利よりも高く設定しているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。他に。はい、2番、槻間善高議員。

○2番（槻間善高君）2番、槻間です。

12ページにあります墓地葬斎場費の南西の木を伐るということでありまして、私も以前質問した時には、傷んでる木があるから伐ったらどうだということであったんですけども、法面が崩れるとか色んな意見がありまして、そういう意見がありましたけれども、あそこを木を伐ったら法

が崩れるとかなんとかっていう意見が、話がありましたけれども、それでの対策につきましてはどういうふうに考えてるのかちょっとお願いします。

○議長（坂田秀昭君）服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）

今回の伐採予定につきましては、一応木を、木だけを伐採する形で、根っこの部分は一応残す形でやりたいというふうに考えております。そのため、法はある程度安定するとは思われるんですが、今後の状況を確認しながら、その法面の対策というのは検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。はい、2番、槻間善高議員。

○2番（槻間善高君）

法面の保全の方も必要だと思いますけれども、あの木の下あたり道路の無いようでありますので、その辺も併せて使用しやすいように検討いただければと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めますか。

○2番（槻間善高君）ああ、いいです。

○議長（坂田秀昭君）他に。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）それでは、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第52号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第53号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第54号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第54号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第55号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第56号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第56号、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号

○議長(坂田秀昭君) 日程第17、議案第57号、網走地方教育(研修)センター組合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。権藤総務課長。

○総務課長(権藤結君)

ただ今上程されました、議案第57号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について、ご説明いたします。

配布しております新旧対照表をご覧ください。

網走地方教育研修センター組合は、管内の市町村が共同で教職員の研修を行う組織として、法律に基づき設置したもので、今回の組合規約の変更内容につきましては、教育委員長と教育長を一本化する教育委員会制度の改革に伴い、同組合で組織している教育委員会につきましても同様に、第11条第2項の委員の任命、第3項の委員の任期、第4項の委員の解職について変更するものでございます。

なお、施行期日につきましては、各市町村の議会議決後に知事の許可が必要になることから、北海道知事の許可のあった日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第57号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第57号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時47分

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎同意第1号

○議長(坂田秀昭君) 日程第18、同意第1号及び日程第19、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

説明を求めます。はい、林町長。

○町長(林直樹君)

ただ今上程されました、同意第1号・第2号の教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員の渡辺亨氏と鈴木修司氏におかれましては、平成24年10月に就任されて以来、1期4年にわたり本町の教育行政にご尽力をいただき、今年30日をもって任期満了となるところでございます。

つきましては、引き続き両氏を次期委員に再任いたしたく、本案をご提案申し上げた次第でございます。

渡辺氏と鈴木氏の経歴につきましては、別途履歴書をお配りしておりますので、ご紹介は省略させていただきますが、人格は極めて円満で、教育・学術及び文化の振興に関しましても優れた識見と熱意を有している方でございます。教育委員として適任と存じますので、再任についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) お諮りいたします。

初めに同意第1号、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、同意第1号、原案のとおり同意と決定されました。

次に、同意第2号、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、同意第2号、原案のとおり同意と決定されました。

◎認定第1号

○議長(坂田秀昭君) 日程第20、認定第1号、平成27年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。林町長。

○町長(林直樹君)

ただ今上程されました認定第1号、平成27年度小清水町各会計歳入歳出決算認定につきましては、別紙、監査委員の決算意見書を添えて上程いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、説明資料としまして、別冊の主要施策成果調をお手元にお配りしておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。以上です。

○議長（坂田秀昭君）重成代表監査委員から、決算審査の意見について説明を求めます。

○代表監査委員（重成一男君）

決算審査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げたいと存じます。

平成27年度の小清水町各会計決算審査意見書につきましては、9月1日付けで小清水町長宛て文書をもって提出したところでありますが、かいつまんで概要を説明申し上げます。

審査につきましては、森監査委員と共に8月2日及び3日の、2日間で実施いたしました。

審査の方法につきましては、例年同様、町長から提出された歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する報告書、関係帳簿、証憑等に基づいて計数の正確性、適法性、財政収支及び予算の執行状況について審査を行ったところでございます。

その結果につきましては、各会計決算書及び基金の運用状況は、関係諸帳簿と照合検査の結果、計数に誤りはなく適正に表示されており、決算諸表はそれぞれ地方自治法、同法施行令に義務づけられたものが具備されておりました。

したがって、毎月実施しております出納検査により確認している金銭の出納と合わせ、各会計決算残金、歳入歳出外現金の保管及び基金の運用内容、保管状況について適正と認めたとところでございます。

次に、各会計について若干申し上げたいと思いますが、収支差引額と意見書の数値が整合しないものについては、それぞれ千円単位の端数調整によって生じたものでございます。

それでは、決算審査意見書に沿ってご説明を申し上げたいと思います。

まず、意見書4ページの一般会計でございますが、歳入総額、62億9128万4千円に対し歳出総額では、59億2964万円となっております。前年度と比較して、歳入で10.4%、歳出においては、11.6%をそれぞれ増加となり、歳入歳出ともに前年度を上まわっております。歳入増加の主なものとして、5ページ上段の表、左側の増加となったもののうち、道支出金の2億2426万4千円の増加があります。

歳出増加の主なものとしては、7ページ上段、歳出の構成に関する表の、普通建設事業費の4億5758万5千円の増加があります。

歳入歳出ともに、増加の主な要因は、特別養護老人ホーム愛寿苑の建設にかかるものであります。

戻りまして5ページ中段の表、町税については平成27年度の歳入決算額で5億9113万3千円と26年度と比べますと、3265万5千円の増となっております。その主な要因といたしましては、固定資産税の2047万1千円がございまして、

収入率をみますと町税では、98.25%で、前年度と比較して0.64%高くなっております。

6ページ、税外収入の表下段、収入率については、97.43%で、前年度と比べますと0.16%低くなっておりますが、高い水準で推移しており、未収額につきましては239万4千円と前年度より19万2千円、7.4%減少しております。

ここ数年、収入率及び未収額ともに改善されており、その努力と結果は高く評価できるものと思います。引き続き、歳入確保の努力を望むところでございます。

次に7ページ二つ目の表、基金の状況でございますが、一般会計の年度末現在高は、32億6464万6千円で前年度に比べ8.1%の減となっております。

また、次の表、地方債の状況につきましては、年度末における残高は89億8129万9千円で、前年度と比べますと1914万4千円の増、8ページの債務負担の状況につきましては、年度末現在高は、29億4960万8千円で、前年度と比べますと13億5235万6千円の増となっております。

9ページの二つ目の表、主要財政指数等につきましては、財政力指数は、0.195で前年度と比べ0.006ポイント上まわっており、経常収支比率につきましては、78.1%で前年度と比べ0.5%上回っております。

経常収支比率は、弾力性が失われつつあるとされるレベル以下であります。連続して上昇して

おりますので、今後とも健全な財政運営に留意願います。

実質公債費比率につきましては、8.5%で前年度に比べ0.1%下降し、公債費負担比率につきましては、19.8%と前年度に比べ0.4%上昇、起債制限比率につきましては、6.787%と前年度に比べ0.183%下がっております。

公債費負担比率につきましては、20%を下まわっておりますが、今後とも20%を超えることのないよう努力をお願いします。

予算執行率及び事務手続きについては、おおむねに良好に執行されており、特に申し上げる事項はございません。

次に、10ページの国民健康保険会計でございますが、歳入総額では10億8105万9千円、前年度と比較して23.8%、歳出総額では10億3330万5千円で前年度と比較して23.5%それぞれ増加しております。

11ページ、保険料の歳入決算額では、2億9731万4千円で、収入率を前年度と比べますと1.23%高くなっており、また未収額は、285万1千円で前年度と比べ51.0%も減少しております。

歳出については、12ページの前年度比較を見ますと、保険料給付費で5000万5千円、共同事業拠出金で1億5461万6千円などが増額となっておりますが、介護保険給付の309万3千円などが減少しており、全体的には1億9648万7千円、前年度を上まわっております。

会計総体として適正に執行されておりますが、財政調整基金に余裕がなく、法定外による一般会計からの繰入金で4000万あることから、健全な会計運営を目指すご努力をお願いします。

次に、13ページの後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額では前年度と比較して2.6%、歳出総額では前年度と比較して2.5%をそれぞれ増加し、歳入歳出とも前年度決算額を上回っております。

14ページの、歳入の保険料の歳入決算額は、5562万6千円で、収入率は100%であり、前年度と比べますと0.11%高くなっております。

歳出については、特に申し上げることはございません。

次に、15ページの介護保険特別会計でございますが、保険事業勘定での歳入総額は4億3059万2千円、歳出総額は4億2465万5千円となっており、若干平年を上回る決算となっております。

サービス事業勘定では、歳入歳出とともに1928万4千円で92%前年度決算額を下まわっています。これは愛寿苑の運営が指定管理者制度に、移行されたことによる特別養護老人ホーム費の皆減であります。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度としてスタートして、16年が経過したところでございますが、制度の見直等で、高齢者を取り巻く環境はさらに厳しくなっています。今後とも高齢者の安心の確保に努めていただきたいと思います。

次に、19ページの簡易水道特別会計でございますが、歳入総額では、1億4135万9千円で、前年度と比べますと42.2%、歳出総額では1億3012万1千円で、前年度比では、42.6%それぞれ減少しております。

20ページの水道使用料につきましては、未収額については、前年度より17.23%減少しておりますが、収入率は95.91%で前年度と比較し、不納欠損額が増加したうえで、0.07%下まわっています。会計の健全な運営はもちろんのこと、老朽管の更新等計画的な運営管理により、引き続き安全で安定した供給のため万全を期していただきたいと思います。

次に、21ページ農業集落排水特別会計でございますが、歳入総額では、1億6275万4千円で、前年度と比べますと11.8%、歳出総額は、1億5056万8千円で、前年度比では11.4%、歳入歳出ともに前年度決算額を上回っております。

22ページの農業集落排水使用料の歳入決算額では、収入率を見ますと94.56%と前年度と比べ0.08%下回っております。

未収額については、55万7千円、18.5%減少いたしました。今後とも簡易水道事業と連携

しながら、健全財政維持のため徴収方を強化し、使用料の確保に万全を期していただきたいと思
います。

歳出については、特に申し上げることはございません。

以上、平成27年度の決算審査について、意見を述べたところでございますが、

昨今の厳しい財政状況下にあつて、全体的に事務・事業は的確に執行されていると評価するもの
であります。

一般会計の歳入における、町税等の収入率が0.64%、特別会計では保険料等の収入率におい
ても0.15%をそれぞれ上昇し、ともに収入未済額も減少しています。

このように、4年連続して全般的に収入率が上昇したのは、債権管理条例を制定し、徴収強化委
員会を中心に滞納処分や延滞金の徴収を積極的に周知したことなどの継続的な徴収強化による町民
の意識が変わった結果の現れであり、これらの努力は高く評価でき、今後もよりいっそうの徴収強
化を望むところでございます。

歳出においては、普通建設事業費の増により投資的経費が増加していますが、義務的経費などは
抑制されており、行財政改革の取り組みなどと合わせ、全般的に概ね適正に執行されております。

一般会計における財政構造をみますと、財政力指数は前年度に比べ0.006ポイント上回り、
普通交付税については、前年比3.1%増加しておりますが、財政状況は厳しく、予断を許さない
状況ですので、今後とも適切な財政運営を望むところでございます。

こうした中で、多様な行政需要や人口減少問題、地方創生などの行政課題に対処していかなけれ
ばならず、難しい財政運営を要求されることと思いますが、引き続きさまざまな課題に対処しなが
ら、将来にわたって自立した自治体として存続していくためにも、先例にとらわれることなく、イ
ンフラ施設を含む公共施設の更新を計画的に行うなど、これまで以上に全職員が知恵を出し合い、
新たな発想と幅広い見識による、まちづくりを進めていかれますよう切望するところでございま
す。

今後とも、事業執行にあたっては最小の経費で最大の効果を上げるよう、効果的な行政政策の遂
行と財政の安定、健全化の維持に取り組み、町政発展と住民福祉の向上に努められるよう要望し、
決算審査の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（坂田秀昭君）各執行機関及び監査委員に対して質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置
し、これに付託の上審査することといたしたいと思えます。さらに、審査の方法は議会閉会中の継
続審査とし、議会が本件の審査終了を議決するまで審査を行うことにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を
設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議会運営基準に基づき、議
長から指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって決算審査特別委員会の委員長に林幸雄議員、副委員長に八木勝正議員を指名いたします。

以上で本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成28年第4回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

(閉会 午後12時08分)